

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年6月19日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		五味武彦君
	小澤重則君		保坂芳子君

### 欠席委員（1名）

谷口和男君

### 請願紹介議員（1名）

滝川美幸君

### 傍聴議員（11名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	金丸寛君		清水正二君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	内藤久歳君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	本田泰司君	子育て健康	小宮山正美君
長寿推進課長	飯沼秀司君	子育て支援	戸澤文香君
介護保険係長	赤松圭君	介護推進係	藤原布美君

保 育 係 長      伊 藤      敦 君

---

**職務のために出席した者の職氏名**

議会事務局長      岩 下 和 也                      書                      記                      興 石 文 明  
書                      記                      小 澤 裕 一

**審査内容**

1 条例審査

議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件

議案第45号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

議案第46号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第30-3号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願書

4 その他

開会 午後 1時26分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、山本委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 皆さん、改めまして、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

梅雨の合間の晴天で気持ち良く来れたわけですが、きのうの大阪の大きい地震、皆さんも常日ごろ、いろいろそういうものには備えているとは思いますが、自助・共助という言葉もあるように、最初には、何しろ自ら自分がしっかりけがをしないようにということであれなんですけれども、議員として、幾らかの水とかそういうものは蓄えておいて、近所の人にやれるように、議員が隣へ行って助けてもらうようではちょっと、けがをした場合はこれしようがないですけれども、いろいろな水とかそういうものはためておいて、皆さんに分けてあげるといふところまでやっていただければなと思います。

それでは、議題のほうへ入っていきます。よろしくお願ひします。

---

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は6名です。定数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、谷口委員は、欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知ください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、先の申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のために人数を申し上げます。甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

審査に入る前にお諮りいたします。

本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。そのようにいたします。

それでは、初めに、条例審査を行います。

議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案は17ページとなりますので、お開きください。

初めに、提案理由でございますが、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が交付され、8月1日に施行されることに伴いまして、保険料率の規定について所要の改正を行う必要があるからでございます。

この条例の改正につきましては、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。資料の22ページをお開きください。

第2条、第1項、第6号ア中の介護保険法施行令の引用条項であります「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改めるものでございます。

介護保険法施行令第22条の2第2項は、居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算出方法等のうち、合計所得額から控除される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額について規定するものであり、当該政令の交付により8月1日から施行されます。この施行に伴いまして、第22条の2第2項と同様の特別控除を規定する第38条第4項は削除となるため、本条例で引用しております条項「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め

る内容となります。

この条例の施行期日は、当該政令と同じ平成30年8月1日であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 条例の改正なので、わからないでもないんですけども、具体的にどういう部分がどう変わるとかという、例えば保険料が変わるとかそういったものというのがあるのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、介護保険法の施行令のところで今回改正になりまして、第38条第4項が先ほども申し上げましたけれども、所得特別控除額について規定をしている条項でございますけれども、この同じ条項がその条文より前の第22条の2第2項に加わりましたので、その内容的なものは全く変わらないわけなんですけれども、引用している条項が削られてしまいますので、新たに規定された条項に改正する内容でございます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） なので、何も変わらないということの認識でよろしいですね。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（山本英俊君） そのほかに。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今の話なんですけれども、その第22条の2の第2項、この内容がここを見ると何も出ていないんですよ。できれば、どういう文章だったのか、そのものが添付されていれば、こういうものだなとわかるんですが、今回ちょっと準備できないことだとは思いますが、次回からそういう参考のものをご用意いただければわかりやすいかなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 説明不足の点がありまして、大変申しわけございませんでし

た。次回からそういった資料はお示しをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、五味委員が言ったことの内容は、今は説明できないということですか。ちょっと読んでいただだけでもいいんですけれども。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 申し上げます。

第38条の4項、こちらは介護保険料の段階を決める合計所得額を定める条項となりまして、平成30年の8月からは、今までは所得に合算されておりました長期譲渡所得ですとか短期譲渡所得、そういったものがこれまでは所得額に含まれていたわけなんですけれども、そういったものは控除する内容でございます。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ごめんなさいね。この22条の2第2項というのは、そこにそれを入れるということなんですか。その説明をしてください。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

第38条の第4項、それから第22条の2第2項、こちらは先ほども申し上げましたけれども、それぞれ所得の合計所得額について規定をしているものでございまして、第38条第4項につきましては、年金の所得段階を決めるところで合計所得額というものを規定しております。それから、第22条の2第2項、こちらは介護サービスを使う場合に、所得額によりまして1割負担、2割負担という方がいらっしゃいますけれども、その1割負担、2割負担を決めるのに所得額を決めるわけなんですけれども、その合計所得額から長期譲渡所得それから短期譲渡所得を控除するという内容になります。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） よろしいですね。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） では、今説明いただいた38条第4項と第22条の2第2項というのは同じということなんですか。内容がちょっと違うところを説明したけれども、内容は同じということなんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

第38条第4項、それから第22条の2第2項、こちらにつきましては、ちょっと説明不足で申しわけございません。両方とも同じ内容でございまして。

○委員長（山本英俊君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第44号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第44号を終わります。

次に、議案第45号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしく願いいたします。

議案第45号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案は19ページとなりますので、お開きいただきたいと思います。

初めに、提案理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が交付され、平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、地域密着型サービスの人員等について所要の改正を行う必要があるからでございます。

この条例の改正につきましては、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。定例市議会資料23ページから25ページになりますけれども、23ページをお開きください。

第5条第1号中、政令で定めるものの次に、（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）を加えます。

介護保険法施行令の改正によりまして、今年度から高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられております。これに伴いまして、介護保険法第8条第2項において規定している訪問介護サービスを提供する政令で定める者の中に、指定障害福祉サービスを提供している者として、「厚生労働大臣が認めた者」が加えられたことによりまして、その範囲が拡大をしております。

しかし、定期巡回随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護につきましては、行政型サービスに位置づけられていないことから、このサービスを提供する者の範囲を従来どおりとするため、「介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」を加えるものでございます。

次に、第16条中、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）を施行規則に改めます。これは、施行規則の略称が先ほどの第5条で規定されたためでございます。

24ページをお願いいたします。第64条の改正は、先ほど説明をいたしました第5条第1号と同様の改正となります。

25ページをお願いいたします。第61条第1項の改正につきましては、単独型指定認知症対応型通所介護の定義が不明確であるため、介護保険法施行令の条文が改正されております。本条例は、施行例の条文をそのまま書き下ろす形で規定をしていることから、その改正内容にあわせまして条文を改正するものでございます。



最後に、附則についてでございますが、この条例は交付の日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりした。

これより、説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） 質疑はないですね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

○委員長（山本英俊君） これより、議案第45号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第45号を終わります。

次に、議案第46号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしくお願いたします。

議案第46号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案は21ページとなりますので、お開きください。

初めに、提案理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令が交付され、平成30年4月1日に施行されたところに伴いまして、主任介護支援専門員の更新研修の受講に係る経過措置について所要の改正を行う必要があるからでございます。

この条例の改正につきましては、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。26ページ、27ページをお開きください。

主任介護支援専門員につきましては、地域包括ケアの推進など求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれ、実践を通じた能力向上を担保する必要があると言われております。

このため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上を図ることが重要であることから、5年ごとの更新研修が平成28年に導入されており、本条例では、地域包括支援センターの専門職の一つとして主任介護支援専門員の定義を規定しております。

平成30年2月定例議会におきまして、主任介護支援専門員の更新研修の規定について不明確な部分があるとして、本条例の一部改正をお願いしたところでございますが、今回、異なる手当が必要な部分があるとして、介護保険施行規則が改正されております。

改正前の附則では、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者の更新研修について、経過措置が設けられております。その内容は、「平成23年度以前にこの主任介護支援専門員研修を修了した者が平成31年3月31日までに、また平成24年度から平成26年度までにこの研修を修了した者が平成32年3月31日までに更新研修を修了した場合には、5年を経過する日までに最初の更新研修を修了したものとみなす」とされております。

しかし、この附則の適用条件は、更新研修を修了した場合であることから、更新研修を受講するつもりで主任介護支援専門員の業務に当たっていた者が何らかの理由で期限までに更新研修を修了できなかったという場合には、その者にこの経過措置を適用する余地がなくなってしまうため、5年を経過した日以後の期間につきましては、無資格の者が業務に当たっていたという事態が生じてしまうことになります。

これを避けるため、「更新研修の受講要件を満たす者、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は、経過措置期間が終了するまで平成31年3月31日もしくは平成

32年3月31日までは更新研修を受ける、受けずにかかわらず主任介護支援専門員とみなす」とすることが今回の改正の内容でございます。

最後に附則についてでございますけれども、この条例は交付の日から施行いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりした。

これより、説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 主任介護支援専門員というのがすごい大事だということはよくわかって、更新研修ですね、いかなるものなのか、具体的にはどんなものなのか、日にちがかかるということなんですか。

それと、何人ぐらいいるのか、この方。教えてください。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 甲斐市の地域包括支援センターには、現在、主任介護支援専門員は4名在籍しております。

それから、この5年ごとの更新研修ですが、46時間研修を受講するという内容になっております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この更新研修を受ける主任介護支援専門員というのは、具体的には、4人のほかに何というんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのほかの職員につきましては、保健師が在籍しております。また、社会福祉士、それから先ほど申し上げました主任介護支援専門員、この3種類の職種の職員で構成をしております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） だから、この主任介護支援専門員は、本当に介護の専門中の専門であってということだと思えるんですけれども、どのぐらい専門性が重視させているかというのはちょっと言葉で言えるでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

介護支援専門員、ケアマネジャーが市内の各事業所に在籍をしております、介護が必要な方のケアマネジメント、計画を立てるわけなんですけれども、そういった方、事業所には必ず1人いなければなりません。それから、そういった介護支援専門員の方々を指導育成するというのもこの主任介護支援専門員の職務の一つとなっております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ケアマネジャーの何かまとめるとか指導するとか、そういったことをする人ということでもいいんですかね。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 先ほど、保坂委員の答弁の中で、5年更新で46時間の受講ということなんですけれども、大分受講時間が長いですね。皆さんが同時にということはないと思いますけれども、その更新時的时候に、ほぼ1人欠けるわけですが、それは業務的に問題はないでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

この研修につきましては、県が主催で年に1回実施をしているものでございますが、これはこの研修を受けませんと主任介護支援専門員の資格を失ってしまいますので、多少、他の職員に業務が比重がかかりますけれども、この研修は受けていただくことになります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ですので、そうなるとう誰かの過多になるのかとかそういった問題もあるんですけれども、その穴を埋めるためにどういふサポートをしていらっしゃるんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

現在、先ほども申し上げましたけれども、甲斐市の地域包括支援センター専門職、保健師、社会福祉士それから主任介護支援専門員は、全部で12名おりますので、1人研修に行つて

も残りの11名でフォローするという形になります。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 質疑ほかにありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません。その研修ですが、研修を受けて試験をして受かるのか、それともただ研修を受ければいいのか、この辺の内容なんかはどうなのでしょうかね。また、その研修の内容を少し教えていただければありがたいなと思います。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 研修の内容でございますけれども、まず一般的な講義を受講するもの、それから自分たちの課題を持っていきまして、その課題に対してどういうふうな対応をするのかというような、自分自身で行う講義、そういったものも行いながら主任介護支援専門員のスキルアップのための講習というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 要するに、試験とか何かはなくて、ただ受ければ、規定の46時間受ければいいんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 試験というものはございません。決められたカリキュラムを消化すれば終了になります。

以上でございます。

○委員（五味武彦君） はい、わかりました。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この研修で46時間の研修を受けるんですけども、その受けるときの扱いですよね、業務の中で受けられるのか、それとも自分の時間で受けるのかというその辺のところをちょっと確認をしたいんですけども。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） こちらにつきましては、業務の一環として出張する中で受講していただく形になります。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、あくまでも本人の負担はゼロということでもいいということね。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

○委員長（山本英俊君） これより、議案第46号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第46号を終了いたします。

以上で条例審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、そのようにいたします。

初めに、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明を受けます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の8ページ、9ページをごらんください。

それでは、8ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正前の額54億474万8,000円に対しまして、4,466万2,000円を増額補正し、補正後の額を54億4,941万円とするものでございます。

初めに、1目児童福祉総務費であります。補正前の額8億6,928万3,000円に対しまして、4,312万8,000円を増額補正し、補正後の額を9億1,241万1,000円とするものでございます。財源内訳の国県支出金2,875万2,000円につきましては、補助率2分の1、国の保育所等整備交付金でございます。市債330万円は、合併特例債を充てるものでございます。

9ページの説明欄をごらんください。21民間保育所整備事業であります。

当初、概算により補助金の予算計上を行ったところでございますが、今回、それぞれの施設の計画案が提示され、工事費等の追加が生じたためでございます。4,312万8,000円の内訳といたしましては、松島保育園に係る民設民営の（仮称）松島サクラ保育園の整備事業が1,027万5,000円の増額となり、内容は認可定員を130名から150名に増員したことによる本体工事にかかる基準額の変更と太陽光発電設備工事や開設準備費加算などの追加によるものとなっております。また、旧双葉地区に民間での建設予定となっております小規模保育事業所の整備事業補助金が3,285万3,000円の増額となり、内容は太陽光発電設備工事や防音壁

設備工事等の追加によるものとなっております。

この増額補正により、当初予算と合算しますと、（仮称）松島サクラ保育園の整備事業としまして、総額2億2,297万5,000円、また小規模保育所の整備事業としまして、総額1億620万3,000円の補助金の交付となります。

財源といたしましては、先ほど申し上げたとおり、国の保育所等整備交付金を活用しまして、平成31年4月の開園を目指し進めていく予定であります。補助割合は、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1でございます。

なお、（仮称）松島サクラ保育園の建設工事の入札が6月22日、今週の金曜日になりますが、予定しております。また、小規模保育事業所は、6月中に設計業者を入札により決定する予定となっておりますので、次に開催されます委員会におきまして、請負業者、請負金額、また（仮称）松島サクラ保育園につきましては、設計図等の詳細についてもご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、8ページ、4目保育所費であります。

補正前の額25億8,562万7,000円に対しまして、153万4,000円を増額補正し、25億8,716万1,000円とするものでございます。

9ページの説明欄をごらんください。20竜王北保育園費の補正でありまして、153万4,000円のお願いをするものでございます。これは、平成26年度にグリーンニューディール基金の補助金を活用しまして、竜王北保育園建てかえ事業におき、太陽光発電設備工事を行いましたところ、昨年12月に実施されました国の会計検査におきまして、太陽光発電設備の2系統のうち1系統につきまして、停電時に作動しない設備となっているため、補助金対象外とするという検査結果を受けたところであります。今回の会計検査の指摘は、全国的にも同じ事例が出ておりまして、県内でも5件の事例がございました。検査後、検査員が持ち帰り改善策の検討をした結果、手直し工事を実施するなどして必要な措置を講ずる指示が出されたところであります。

これを受けまして、本市では、災害時の停電時に使用できる貴重な電力を確保するためにも、手直し工事としましてパワーコンディショナーシステムを自立運転式のものに取りかえる工事の補正をさせていただくものであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑ありませんか。



保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の北保育園の太陽光の1系統の工事費というのが直したのが153万4,000円ということで、それでOKということなんですかね。もうちょっと詳しく。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今回、パワーコンディショナーの取りかえ工事をするに当たりまして、今回、補正でお願いしました153万4,000円の金額がかかるということの中の補正予算になります。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 松島保育園のことでお伺いしたいんですけれども、当初は130人収容、これが150人になったと、20人ぐらいふえた。当然、松島幼稚園からの流れ込みとかいろいろあると思うんですが、建坪が当初の130人から150人になったときに、あそこは敷地がそんなに広いとは思えないんですよ。敷地まで少し食い込むのか、それとも食い込まずにそのまま上へ立ち上げるのか、そんなことわかりますか。余り土地を狭くしたくないなど、子供たちがゆっくり遊べるような広さは確保してほしいと思うんですが、どうなんでしょうね。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 旧敷島幼稚園の跡地に今度松島保育園、民設民営になりますけれども、そちらを建てる予定になっております。旧敷島幼稚園の跡地とあと隣接をしておりますあちらのほうを購入をもう既にさせていただきまして、そちらも合わせた形での保育園の建設になります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 私が言っているのはそうではなく、当初の予定が130人の規模で庭がこのぐらいあったと、だけれども150になったときに建坪がふえた、その場合は、敷地がもっと食われてしまうのかなとそういうことなんです。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 申しわけございません。ちょっとまだ入札前ですので、詳しいことはお話できないんですけれども、建物的には、外観としてはそれほど変わらない広さと思われます。設計図面を先日見させていただいたんですけれども。

ただ、中の部屋の割り方というか、そういうものを工夫した中で20人の増員という形に

なっています。ですので、園庭とかそういうものは多分計画どおり、当初のとおりでいけると思います。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の松島保育園の件ですけれども、一応、今、29年度は136人ということで、こういう将来見通しの中で人数がふえたということになるんですけれども、その辺の見込みですよ、150人、あえて追加工事をしてやるということの何というか、もったきちとした形で進めるべきではないかなと思いますけれども、その辺のことについてはどんな見解でこうなったのか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 現在は、甲斐市におきましては、待機児童はおりません。ですが、今年度の入園の申し込みにつきまして、23名の方が広域での入所を紹介した経過があります。ただ、今後、また国のほうでも更なる保育料の無償化が進むことで、子供を保育園に預けて働く親がふえていくということも考えた中、今回増員のほうをさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） わかりました。今後ふえるという予測の中で追加工事という格好で確保する、人数をふやしたということですのでけれども、けさの報道ですか、要するに、保育料を無償化にすることによって、3歳から5歳ですか、無償化になりましたと。ある自治体では、それによって今度ふえ過ぎてしまって困っていると。この待機児童対策でやっていることと、それから無償化による弊害というか、そういうものが出ているというふうなことになると思いますけれども、本市においては、無償化になることによって一時的にはふえたと思うんですけれども、今後、そういう格好でふえていく見込みがあるかどうか、その辺のところはどうですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 無償化になることによって、増員する見込みはあると思います。そのためにも今回保育園の規模のほうを大きくさせていただいたりですとか、あと小

規模保育施設のほうも31年度4月に開園もする中で19人そこでふえる形になりますし、そういう形でハード面でも対応ができればと思っております。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 北保育園の太陽光発電なんですけれども、これどのくらい経過しているんですか。だめになったというのは。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 26年に開園をしておりますので、それからの年数になるんですが、今回の補正に関しましては、会計検査でもともこのグリーンニューディール基金の目的と反するという中で、これに即したパワーコンディショナーの設置のほうに変えさせていただきたいということで補正をするものですので、その機器自体はまだ5年ぐらいしかたっておりませんので、老朽化したものではございません。

○委員長（山本英俊君） 清水議員。

○議員（清水正二君） ですよ。そのぐらいだからと思うんだけど、機能していないという先ほどの説明なんだけれども、ということは、それが機能していないということは、四、五年ぐらいでもってだめになったということではないですか。2基ある中の1基という話なんだけれども、もう1基のほうは状況としてはどうなんですか。それで、そんな形でもって四、五年でもってだめになるものなのかどうなのか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） このグリーンニューディール基金の本来の目的というものが、災害時によって、電力会社から電力供給が遮断されたときに太陽光発電設備において必要とされる機能を維持できるかどうかということなんですけれども、今、設置されているパワコンの機能が商業用電力で動く形になっておりまして、そこが災害時におけると遮断をしてしまう。そうすると、災害時にこれが動かなくなってしまうということで、自立運転式のパワコンに変えることで災害時の対応ができるということの交換となります。

○委員長（山本英俊君） わかった。

停電時とか災害時に、清水議員、要するに電源が供給ストップになった場合、独自にできるという、多分そうだと思うよ。

休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時18分

○委員長（山本英俊君） 会議を立ち上げます。

部長、お願いします。

○子育て健康部長（小宮山正美君） この件につきましては、パワーコンディショナーが2つ  
ついているということで、1つは通常どおりの機能がして、もう一つそれもちょうど許可が  
下りていたわけなんですけれども、もう一つが災害時に停電のときに使えないような機能に  
なっていたということで、申請のときはそれでいいというふうな許可が下りていたもの、そ  
れは環境省のほうです。

今回、会計検査院のほうで検査に参りまして検査したところ、やはり両方がちゃんと使え  
るような機能になっていなければだめだというふうなことを言われまして、こちらのほうも、  
ではどうしたらということで、国のほうでも全国でこういう事例が発生しているというこ  
とで、もう一回その対応については考え直すということで、今回、国のほうから指示を受けて、  
それをちゃんと使える機能にした上で災害時に機能するような形をとりなさいというふうな  
指示を受けました。

そんなところでやはり見解の違いというのが出てまいりましたので、まことに申しわけな  
いんですけれども、今回、補助の工事をさせていただくということで、災害時、そこには一  
時避難所として300名近くですか、避難をして来るということなので、コンセント等が使え  
るような形で灯光器で光もとれるということで、そんな機能に変えさせていただくとい  
うことをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山本英俊君） よろしいですね。

ほかに質疑ないですね。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）の質疑を終了いたし  
ます。

これより、本委員会に付託された議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第

1号)について討論、採決を行います。

本案に対し討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本英俊君) 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本英俊君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

ここで、職員が退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時26分

○委員長(山本英俊君) これより会議を再開いたします。

次に、請願審査に入ります。

請願第30-3 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願書を議題といたします。

紹介議員より請願内容の説明をお願いいたします。

滝川議員。

○議員(滝川美幸君) 大変お疲れさまでございます。

今回、私たちの会派の横山議員がこの請願を窓口としてお受けいたしました。

しかしながら、この委員会の委員であることから、同一会派の私がかかわって皆様をお願いするということになりましたので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(山本英俊君) 座って。

○議員(滝川美幸君) よろしいですか。では、座らせていただきます。

それでは、請願書を読み上げさせていただきます。

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願書。

平成30年5月24日、甲斐市議会議長、長谷部集殿。

請願者、甲斐市PTA連絡協議会、山梨県甲斐市境57、会長、亀田和範。

紹介議員、横山洋介、滝川美幸。

請願趣旨。次世代を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長するため、心身の健康を保つことは、全ての保護者や大人たちの願いです。

子どもの歯や口腔内の健康状態を保持することや発育期における適切な歯科矯正をすることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけではなく、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果があると言えます。また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されております。

これまでに歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しが行われ、現在、50の疾患が保険適用とされている状況にあります。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療となるため、その費用の負担が高額なことから診察にとどまり治療に踏み切れないケースも少なくない状況です。

子どもの歯並びについては、学校検診の必要治療項目に入れていることが多く、治療勧告を受けても経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得世帯においては、保険適用に該当しない場合、矯正治療を断念しているのが現状です。

このような状況を踏まえ、子育ての支援の観点からも子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするために、保険適用の拡充及び周知を関係機関に求めることが必要と考えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご理解をいただき、関係機関に意見書の提出をしていただく請願をいたします。

請願事項。1、子どもの歯科矯正における保険適用の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、次の関係機関への意見書の提出を請願いたします。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございました。

これより、内容について、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） まず、各市町村で請願が出されていると思いますけれども、ちょっと過去もしくは現在において、周辺もしくは県内の市町村で出ているところがあればご紹介いただきたい。あとその成否。採択したのかしていないのか、この辺ももし教えてもらえるとありがたい。

○委員長（山本英俊君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 現在、今まで請願を提出した議会では、まず北杜市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、韮崎市、甲州市、山梨市、都留市、忍野村であります。一応、これは採択をされているという形で理解しております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、現在まだ進行中というのもありますね、当然。

○委員長（山本英俊君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） あります。

○委員（五味武彦君） では、次の質問いいですか。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 子供の歯の治療というのは、当然子供ですから、窓口無料という格好で、ほとんど虫歯とかいろいろものが無料になっているというふうに思います。

全てを保険で適用となると、美容のほうにかかってくる。要するに、健康のための歯の動きであればいいんだけど、見栄えをよくするとかということになってしまうと、あくまで今度は美容のほうに入ってしまうと。それは保険の適用外であろうと。例えば、大人が歯並びを矯正すると言ったって、これは保険では適用されていないですよ。この辺の例えば美容上、病気ではないので、そこまでやってしまうと困るかなと。では、どこからどこまでやるのかというのがもしわかれば。

○委員長（山本英俊君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） そのことにつきましては、線引きというのは私たちもまだわかりませんが、ただ、今回の請願に対しましては、あくまでも子供の歯科矯正ということで請願を出されてきております。

皆さん、やはり子供さんを持たれている、お孫さんを持っている方が多いと思いますけれども、本当に子供の歯並びということを歯科検診のときに非常に指摘される、これは現実で

す。今、私の姉の孫がもう高校生になりましたけれども、歯科矯正を始めています。特にスポーツなんかをする場合にも、やはり非常に歯の並びというのは大事なことと言われていて、私たちが子供のころに比べて、今は本当に特にフィギュアスケートの選手なんかを見てもおわかりのように、大抵歯科矯正をしているんですね。これは、日本は遅れています。昔からアメリカなんかは非常に歯科矯正を早くからしているということと、それから日本人の場合は、非常にあごが小さい、顔の骨が小さいために、そのためにどうしても歪みが出てくるという診察も出ているんですけれども、そのためにわざわざちゃんと生えてきている親知らずを抜いてまでも、その親知らずを抜かなければあごが歪んでしまうということで、非常に今は親知らずを早くから抜く、そういう治療もしているということを私は聞いております。

そこですから、やはりしてあげれるものであれば、これは私は非常に大事な事かなと感じておりますので、今回請願を受けています。

○委員（五味武彦君） もう1個いいですか。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 途中の段落の中で、「子供の歯並びについては、学校検診の必要治療項目に入っている」と。具体的にそういう児童、子供がいれば治療してきなさいよという指示だと思うんですが、この辺もうちょっと詳しくご説明いただけますか。

○委員長（山本英俊君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） これちょっと前にいただいた資料なんですけれども、やはり指摘をされるようです、校医の先生から。しかしながら、確かにそうすると親も心配をして診察に行くんですけれども、そこで莫大な金額が出てくるんですね、歯科矯正というのは。大体もう1回に50万とか80万とかという金額を提示されてきたときに、やはり親御さんは特にひとり親家庭でお母さんが働いているおうちなどの子供さんは、もうあきらめざるを得ない。それが、先ほどからおっしゃっているように、それは病気ではないとか先ほどおっしゃっていたけれども、それによってその子はそれを一生持って行かなければいけない。そういうことを実感しているお母さんたちが非常に多いということを聞きまして、これは確かにそうだろうなということは感じております。

ただ、小さいときに子供はよく爪をかむんですね。それによって歯が歪むことがあって、そういう程度でしたら、うちの孫もそうですけれども、今、先生と約束をして、口の中に爪を入れない、かまないという治療を自分で気をつけてさせていて防ぐという方法もあるんで



すけれども、もっと先天的な歯並びの場合は、なかなかそれがうまくいかなければ矯正をしてあげたいというのが親御さんの気持ちかなということを感じますから、そうすると、格差の中で、そう言われたからといって小さいころから歯科にかかって矯正専門にできる子供と、ひとり親家庭だったりして生活が困窮してる家庭の子供さんは、それを一生持って行かなければならない。それによって、咀嚼の問題が出てくる、健康状態が余りよくない、成長にも影響があるのであれば、そういうものがあつたとしたら、それは国できちっと子供を健全に、それから平等に育ててあげるという趣旨に基づいてやっていかなければいけないのではないかなということを感じています。

○委員長（山本英俊君） ほか、どうぞ。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） ないようですね。

以上で質疑を終了します。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

横山副委員長から順次お願いいたします。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 今回の請願書については、ちょっと長くなりますが、甲斐市のPTA連絡協議会で1年間、私窓口になりまして協議をいただいております。各学校のPTAの役員の皆さんにもご協議いただきまして、甲斐市内の小・中学校全校の総意を得られるのであれば、この請願書を提出させていただきますということでご提案させていただきます、1年かけてこの請願書を総意を受けまして提出させていただきますので、採択でお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

では、伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません。私もちょうど子育て世代で小学生が3人いるんですけども、実はうちの子供も学校から指摘されまして、高いお金がかかるのかなとまさしくそのときなんですけれども、採択いたします。よろしく申し上げます。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

次、五味委員。

○委員（五味武彦君） 採択なんですけど、ちょっとこの中で美容にかかわるものにかかわってしまうとやはりやばいかなと。そこまでいく必要がないかなと。あくまで健康上の問題と。

それから学校の指摘もあるでしょうから、そこまでの範囲であればもちろんいいということで、採択なんです、その辺の条件がちょっと出てくるかなと思います。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

次、小澤委員。

○委員（小澤重則君） 私も悪いことではないと思うんですが、何から何まで無償化というようなことばかりやっていたらきりがないと。国にも予算の制限があるから、とりあえずは継続審査をお願いします。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

では、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 結論から言いますと採択に賛成です。

しかしながら、ちょっと私の自分の意見を言わせていただきます。歯科矯正自体は、もともと美容整形の部類に入るので、保険適用の目的からは外れていると思います。

しかし、現在でも著しく生活に支障が出る症状がある場合には、既にもう保険適用はされている場合もあるということです。2年に1回の改定で少しずつ保険適用の対象の範囲が今現在も広がっているということでございます。この点については、やはり賛成できる場所なんです。

しかし、今回の請願を見ますと、子供だけに重点を置かれていまして、その全てが生活に支障が出るものとは言いにくいかなと思います。美容整形に近い趣旨も含まれているところもありますので、この内容の保険適用というのを求めるのは、本来は難しいかなと思います。

しかしながら、今回の請願者が甲斐市のPTA連絡協議会と、そして全ての学校のPTAからのお願いしたいという賛同があつて、しかも県内で採択している自治体も多いということをお考えますと、今回は私の会派としても採択の方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山本英俊君） はい、わかりました。

以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

請願第30－3号 子どもの歯科矯正について保険適用の拡充を求める請願書につきまして採決いたします。

本請願は起立により採決をします。

本請願について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

起立少数です。

よって、本請願は継続審査としないことを決定いたしました。

次に、本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で請願第30－3の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、意見書の協議を行います。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時53分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開いたします。

休憩中に協議した意見書については、賛成の委員の皆さんは後ほど意見書の署名をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員よりその他、何かありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 昨日、私が一般質問のときにしたちょっと発達に気になる子供さんのチラシというのを市長がこれは皆さんにPRしてくださいと見せた資料があるんですが、あれを議員さんのほうにチラシを配付させていただきたいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 了解。

そのほかにはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、事務局からその他ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） では、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時55分